栃木県立岡本台病院医療に係る安全管理のための指針

栃木県立岡本台病院は、患者ひとりひとりの人権を尊重しながら安全かつ適切な精神医療の提供を通じて県民の精神保健福祉の増進に努めている。

特に、安全かつ適切でより質の高い精神医療の提供には、全職員が医療の質の向上に取り組み、安心して医療が受けられる環境を整えることが重要であることから、次のとおり医療に係る安全管理の指針を定める。

1. 安全管理に関する基本方針

当院は、本県の精神医療の基幹病院として適切かつ円滑な精神医療を推進する役割を担っており、医療の安全確保は重要な課題である。

このため、病院全体における医療の安全確保と医療事故を未然に防止するという明確な 姿勢のもとに安全管理体制の整備を図り、医療の質の確保と安全な医療の提供に努めるも のとする。

2. 医療に係る安全管理のための委員会その他組織に関する事項

医療の安全管理体制の確保と安全管理対策を図るため、医療安全対策委員会を設置する。 医療安全対策の質実を高めるため、医療安全対策委員会にリスクマネジメント部会を設 置するとともに、診療連絡会議や院内感染防止対策委員会、各カンファレンスなどの院内各 種関連組織と連携し、組織横断的な取り組みを推進することとする。

3. 医療に係る安全管理のための職員研修に関する事項

職員の医療の安全管理に対する危機意識の啓発と安全性の向上を図るため、医療安全対策研修を年2回程度定期的に開催する。また、院内で重大な事故が発生した場合には必要に応じて開催するものとする。

なお、医療安全対策研修は、院長等の講義、院内事故等の事例分析及び改善策、外部講師の講演、講習会・研修会の報告伝達、有益な文献の抄読等の方法で行い、実施内容を記録保存する。

4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する事項 日常の医療活動の的確かつ安全な業務の遂行に資するため、各部署にリスクマネージャーを配置してインシデント・アクシデント事例の情報収集を図る。

リスクマネジメント部会においては、事故報告の調査、分析、再発防止策や安全確保に関する改善策及び企画立案について検討し、各部署に周知徹底することで情報の共有化を図る。

なお、検討結果等は医療安全対策委員会に報告し、医療安全対策委員会にて安全確保の実施状況を評価するものとする。

5. 医療事故等発生時の対応に関する事項

医療事故が発生したときは、迅速かつ適切な処置を行い救命や回復に全力を尽くすとと もに、事故状況や処置内容等を患者や家族へ懇切丁寧かつ誠意を持って説明するなど透明 性を確保する。

医療事故が発生したときは、事故状況の把握や事故原因の究明、対応策や再発防止策の検討を図るため、医療安全対策規程に基づき速やかに医療安全対策委員長へ報告しなければならない。

なお、重大な事故が発生した場合には、緊急連絡網により院長及び院内各部署、警察、消防署等へ至急連絡を行うこととする。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

患者及びその家族に対して本指針及び医療安全対策規程を閲覧に供するなど積極的に情報を公開し、安全かつ適切な医療の提供と患者との信頼関係を増進する。

7. その他医療安全の推進のために必要な事項

医療安全対策委員会にて本指針の見直し検討を行うほか、医療事故防止に関するマニュ アル化の促進や他機関との連携や情報の共有化等を図りながら、医療の安全性の向上に努 める。